

福岡市公報

平成28年 3 月28日 第6289号(別冊 9)

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	次	ページ
○福岡市庁舎管理規則の一部改正（第26号）		1
○福岡市基準該当障がい福祉サービス事業者の登録等に関する規則 の一部改正（第27号）		1
○福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規 則の一部改正（第28号）		3
○福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施 行規則の一部改正（第29号）		3
○福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規 則の一部改正（第30号）		4

規 則

福岡市庁舎管理規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年 3 月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第26号

福岡市庁舎管理規則の一部を改正する規則

福岡市庁舎管理規則（平成 4 年福岡市規則第27号）の一部を次のように改正する。

別表港湾局建設部東部建設課の庁舎の項を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

福岡市基準該当障がい福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年 3 月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第27号

福岡市基準該当障がい福祉サービス事業者の登録等に関する規則の一部を改正する規則

福岡市基準該当障がい福祉サービス事業者の登録等に関する規則（平成25年福岡市規則第81号）の一部を次のように改正する。

別記様式第1号中

介護保険法による通所介護の指定状況	指定を受けた年月日	指定番号	備考	を

介護保険法による通所介護の指定状況	指定を受けた年月日	指定番号	備考	に,
介護保険法による地域密着型通所介護の指定状況	指定を受けた年月日	指定番号	備考	

「小規模多機能型居宅介護」を「地域密着型通所介護、小規模多機能型居宅介護」に改める。

別記様式第3号及び様式第7号中

備考	この処分不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、福岡市長に対して異議申立てをすることができます。	を
	また、この処分の取消しの訴えは、この通知書を受け取った日の翌日から起算して6月以内に、福岡市（訴訟において福岡市を代表するものは、福岡市長）を被告として提起することができます。ただし、この処分に対して異議申立てを行った場合は、この処分の訴えは、その異議申立てに対する決定の送達を受けた日の翌日から起算して6月以内に、提起しなければなりません。	

備考	1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、福岡市長に対して審査請求をすることができます。 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、福岡市を被告として（訴訟において福岡市を代表する者は福岡市長となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。	に
----	---	---

改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年 3 月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第28号

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第 7 号）の一部を次のように改正する。

第16条第 1 項第 1 号中「第 8 条第23項」を「第 8 条第24項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年 3 月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第29号

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第34条第11項中「指定地域密着型サービス基準条例」という。）の次に「第28条の 3 第 1 項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指定地域密着型サービス基準条例」を加える。

附 則

この規則は、平成28年 4 月 1 日から施行する。

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

平成28年 3 月28日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第30号

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市軽費老人ホームの設備及び運営の基準を定める条例施行規則（平成25年福岡市規則第9号）の一部を次のように改正する。

第17条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この規則は、平成28年4月1日から施行する。